



石運整第39号の3  
平成30年5月7日

石川県内整備事業者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて

標記について、自動車技術安全部長から別紙写し（平成30年4月23日付け北信技整第18号）のとおり通知があったので了知願います。

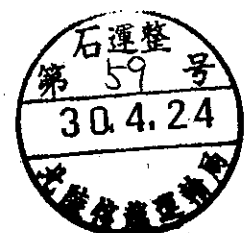
北信技整第18号  
平成30年4月23日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長

指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（平成30年4月19日付け国自整第29号）のとおり通知があったので了知されるとともに、関係者に対して周知願います。



国自整第29号  
平成30年4月19日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

指定整備記録簿等に係る電磁的記録の保存に関する取扱いについて

標記について、分解整備記録簿及び指定整備記録簿の電磁的方法による作成・保存に係る電磁的記録の保存に関する取扱いを別紙のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を図りたい。



## 指定整備記録簿等に係る電磁的記録の作成・保存に関する取扱い

## 1. 用語の定義

- (1) 「指定整備記録簿等」とは、道路運送車両法第91条第1項に基づいて自動車分解整備事業者が作成する分解整備記録簿及び同法第94条の6第1項に基づいて指定自動車整備事業者が作成する指定整備記録簿をいう。
- (2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- (3) 「整備記録システム」とは、コンピュータ、端末機、通信関係装置、プリンタ、プログラム（プログラム言語により記述された命令の組合せ）等の全部又は一部により構成され、指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存等するためのシステムをいう。
- (4) 「磁気ディスク等」とは、磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。
- (5) 「施行規則」とは、「国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成17年国土交通省令第26号）をいう。

## 2. 指定整備記録簿等を電磁的記録により作成・保存する場合の遵守事項

- (1) 指定整備記録簿等の書面の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合は、コンピュータに備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行うこと。（施行規則第6条）
- (2) 指定整備記録簿等の書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行うこと。（施行規則第4条）
  - ① 2.（1）の方法をもって調製するファイルにより保存する方法
  - ② 指定整備記録簿等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、コンピュータに備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) 指定整備記録簿等を、直ちに明瞭な状態で、コンピュータの映像面に表示及び書面の作成ができる措置を講じること。（施行規則第4条）
- (4) 2.（3）により表示又は作成される指定整備記録簿は、指定自動車整備事業規則第10条の2に定める様式であること。

3. 指定整備記録簿等に係る電磁的記録の作成・保存についてのガイドライン
  - (1) 整備記録システムにより指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存する場合は、指定整備記録簿等の電磁的記録を検索することができる措置を講じること。
  - (2) 指定整備記録簿等の電磁的記録を磁気ディスク等に移行することができる措置を講じること。
  - (3) 整備記録システムにより指定整備記録簿等の電磁的記録を作成・保存する場合は、当該電磁的記録の作成・保存・更新・消去の日時及びその作業者を自動的に記録し、保存する措置を講じること。
  - (4) 指定整備記録簿等の電磁的記録を収蔵したファイル又は磁気ディスク等は、保管場所を定め、施錠する等して保管し、電磁的記録の不正改ざんを防止すること。
  - (5) 保存した指定整備記録簿等の電磁的記録は、バックアップを行うことによりデータの消失対策を行う等安全性を確保すること。
  
4. 整備記録システムの適正な使用方法についてのガイドライン
  - (1) 整備記録システムの技術面の安全対策
    - ① 以下の権限について識別符号（ID）、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を有するものを導入する等により不正なアクセスを防止すること。
      - ・ 自動車検査員に係る権限（指定自動車整備事業者に限る。）
      - ・ 整備主任者に係る権限
      - ・ 指定整備記録簿等に係る情報を起票及び入力する権限
    - ② 電磁的記録の保存を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザー等の正当性を識別し認証する機能を有するものを導入する等の措置を講じること。
    - ③ 整備記録システムは、指定整備記録簿等の記載項目及び入力権限についてエラーの検出機能を有するものを導入する等により入力もれ及び誤操作を防止すること。
  - (2) 整備記録システムの運用面の安全対策
    - ① 整備記録システムの管理には、管理責任者を定めるとともに、管理規程において以下の項目を定めること。
      - ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
      - ・ 磁気ディスク等の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
    - ② 整備記録システムの非使用時には機能を停止させること、整備記録シ

システムのIDは複数者で共用しないこと、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないこと等について周知徹底を図り、不正なアクセスを防止すること。

- (3) 整備記録システムの適切な使用方法に係る管理規程を定め、関係者に対し、その周知徹底を図り、当該整備記録システムの取扱方法に係る操作マニュアルを備え付けること。